リビア政府に対し、適切な場合には、専門家パネルによるリビア内の調査作業を支援（情報の共有、通行の円滑化、及び武器保管施設へのアクセスを許可することを含む）することを要請する。

26. 全ての当事者及び国に対し、専門家パネルメンバーの安全を確保し、全ての当事者及びリビア並びに地域の他の国を含む全ての国が、専門家パネルがその任務遂行のために必要な人物、文書及び場所への妨げられない即時のアクセスを提供することを要請する。

27. 事務総長に対し、少なくとも60日毎に、この決議の実施状況を安全保障理事会に報告することを要請する。

28. 措置の強化、修正、停止及び解除を含め、この決議に含まれる措置の妥当性を見直す用意があること、及び、リビアにおける進展、特に、国連による対話の成果に照らして、いつでも必要な場合にはUNSMILの任務を見直す用意があることを確認する。

29. この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

○農林水産省告示第千四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡清川村煤ケ谷字古在家二八二五の六・二八二五の七・二八二六の二・二八二七の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二八二七の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡清川村煤ケ谷字古在家二八二五の六・二八二五の七・二八二六の二・二八二七の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二八二七の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県伊達市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字村所字中之薮四一二の一〇（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

(四)　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字村所字桐原四一〇の一〇（国有林）

(五)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(六)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区与瀬字鴻ノ田一五〇三の一・一五〇四・一五〇五のイの一・一五〇五のロの一・一五〇五の八の一・一五〇五の八の三・一五〇九の一・一五〇九の三・一五〇九の八・一五一一の一（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、一五〇五のイの二、一五〇五の四、一五〇五の六、一五〇六の一、一五〇六の二、一五〇七、一五〇八、一五〇九の二、一五〇九の四から一五〇九の七まで、一五〇九の九、一五一〇、一五一一の二から一五一一の四まで、字梅ノ木ヶ尾一五一三・一五一四・一五一七の一・一五一八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一五一二、一五一六、一五一七の二、一五一九から一五二五まで、一五二六の一、一五二六の二、与瀬大字吉野字布袋久保二〇八五のイの二、二〇八五のイの三、二〇九二、二〇九三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百十三号

駐車場法施行規則（平成十二年運輸省建設省令第十二号）第十二条の規定により公益社団法人立体駐車場工業会会長から登録認証機関の登録事項の変更の届出があったので、同規則第二十一条第二号の規定に基づき公示する。

平成二十七年六月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

変更に係る登録事項

・代表者の氏名　会長　桑田　敦

○国土交通省告示第七百十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県魚津市石垣村

字大谷鉦割　三七六一番　一号

富山県魚津市大谷村

字三枚田　三六〇番　二号

富山県魚津市魚津町

字魚津山中ノ谷　十二番一で三号から五号まで、六号及び七号

字魚津山小谷　十番　八番

字魚津山西谷　八番一

○国土交通省告示第七百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

城山谷川右支川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地（平成十七年国土交通省告示第百四十四号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

高知県高岡郡四万十町大正

字城山

一二九〇番一

一二九一番一

一二九一番三

一二九一番九

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域、昭和四十七年建設省告示第二百八十四号で指定した同号九に掲げる土地の区域及び平成十七年国土交通省告示第百四十四号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

高知県高岡郡四万十町大正

字土居屋敷

四四五番一〇　一号

地先道路敷　二号及び三号

四四五番四　四号及び五号

四四五番九　六号

四四六番一　二十一号

四四五番一三

地先道路敷

字城山

一二九三番二　七号

一二九二番二　八号

一二九二番四　九号

一二九二番六　十号から十二号まで、十六号及び十七号

一二八九番三　十三号から十五号まで

一二九三番一　十九号及び二十号

一二八番三　十八号

字五松寺中　四二八番三